

あったかいね!

# 介護保険

利用のしかたを知っておきましょう



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

も く じ

介護保険のしくみ

- みんなで支えあう制度です .....3
- 介護保険に加入する人 .....4
- 被保険者証と介護保険負担割合証 .....5

介護保険料

- 保険料は大切な財源です .....6

サービスの利用のしかた

- サービスを利用するまでの流れ .....10

利用者の負担

- 費用の一部を負担します .....22

サービスの種類

- 利用できるサービス .....25

介護予防・日常生活支援総合事業

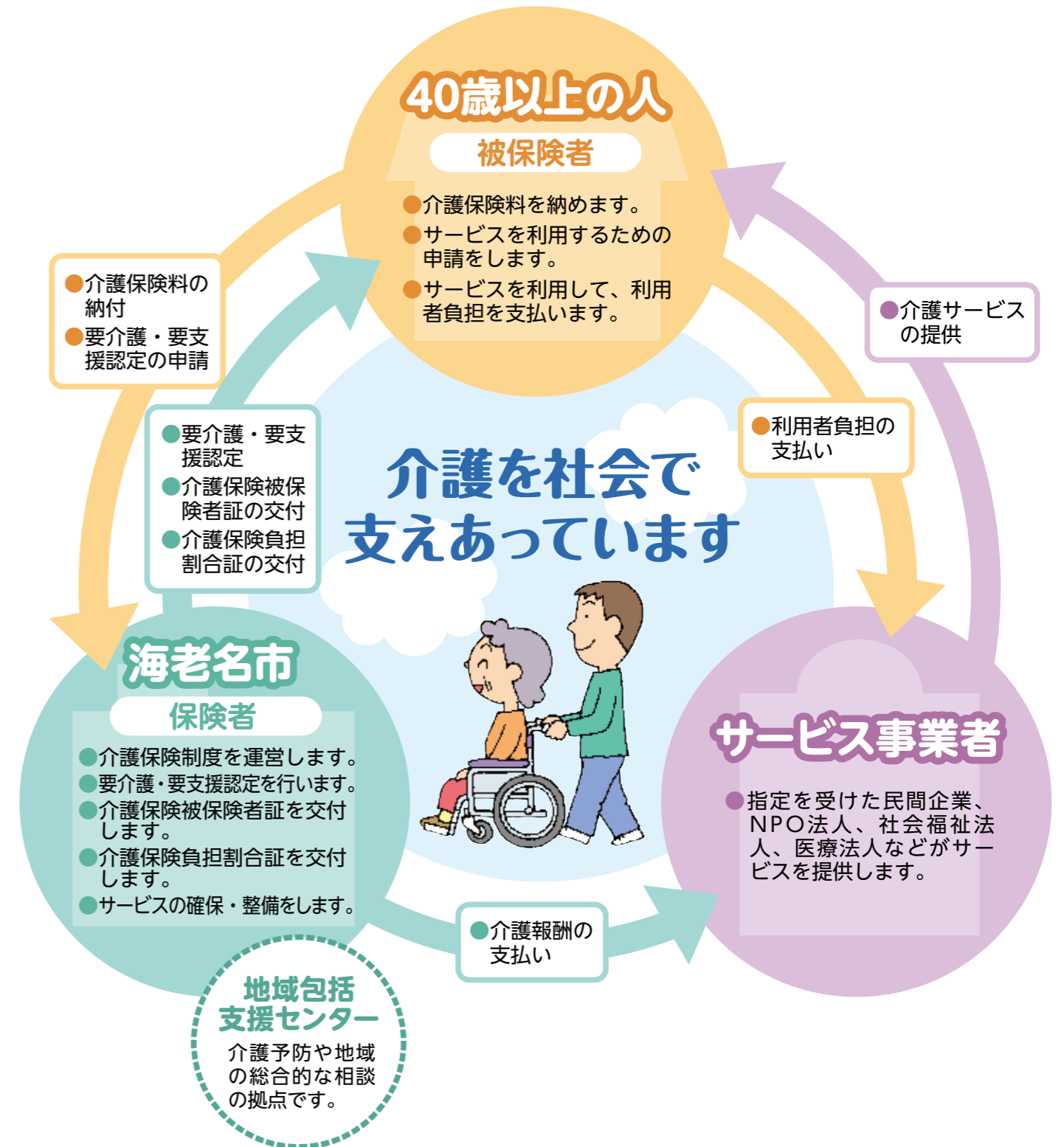
- 介護が必要とならないために .....34

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。



みんなで支えあう制度です

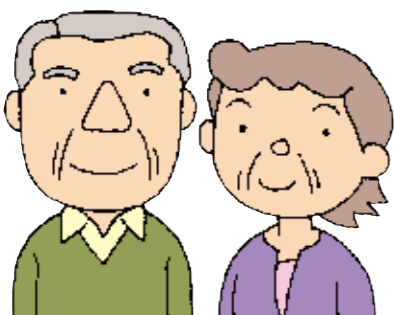
介護保険制度は、40歳以上の人が入会者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。市区町村が保険者となって運営しています。



# 介護保険に加入する人

40歳以上の人は、介護保険の加入者（被保険者）です。年齢によって2種類に分かれ、サービスを利用できる条件も異なります。

## 65歳以上の人は第1号被保険者

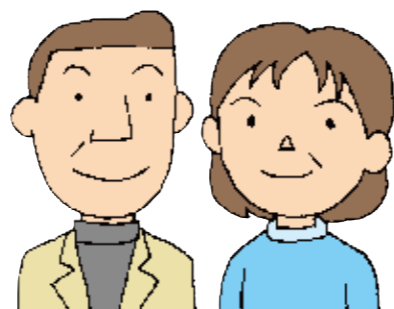


サービスを利用できるのは  
介護や支援が必要であると  
認定された人

どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届出が必要です。示談前に海老名市介護保険課へ連絡してください。

## 40～64歳の方は第2号被保険者 (医療保険に加入している人)



サービスを利用できるのは  
特定疾病により介護や支援が  
必要であると認定された人

特定疾病以外、例えば交通事故、外傷などが原因で介護が必要となった場合は、介護保険の対象になりません。

### 特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起す病気で、16疾病が指定されています。

- **がん**  
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

# 被保険者証と介護保険負担割合証

## 介護保険の被保険者証

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
被保険者の氏名及び印	

一人に1枚、介護保険被保険者証が交付されます。医療保険の被保険者証とは別のものです。

- 65歳に到達する月（誕生日の前日が属する月）に交付されます。
- 40～64歳の方は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに  
必要です

- ★ 要介護認定の申請や更新をするとき
- ★ ケアプランの作成を依頼するとき
- ★ サービスを利用するとき など

## 介護保険負担割合証

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

介護保険で認定を受けた人には、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されています。

■ 認定を受けた人や総合事業を利用する人に、毎年交付されます。

住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されています

こんなときに  
必要です

- ★ サービスを利用するとき など



サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか。

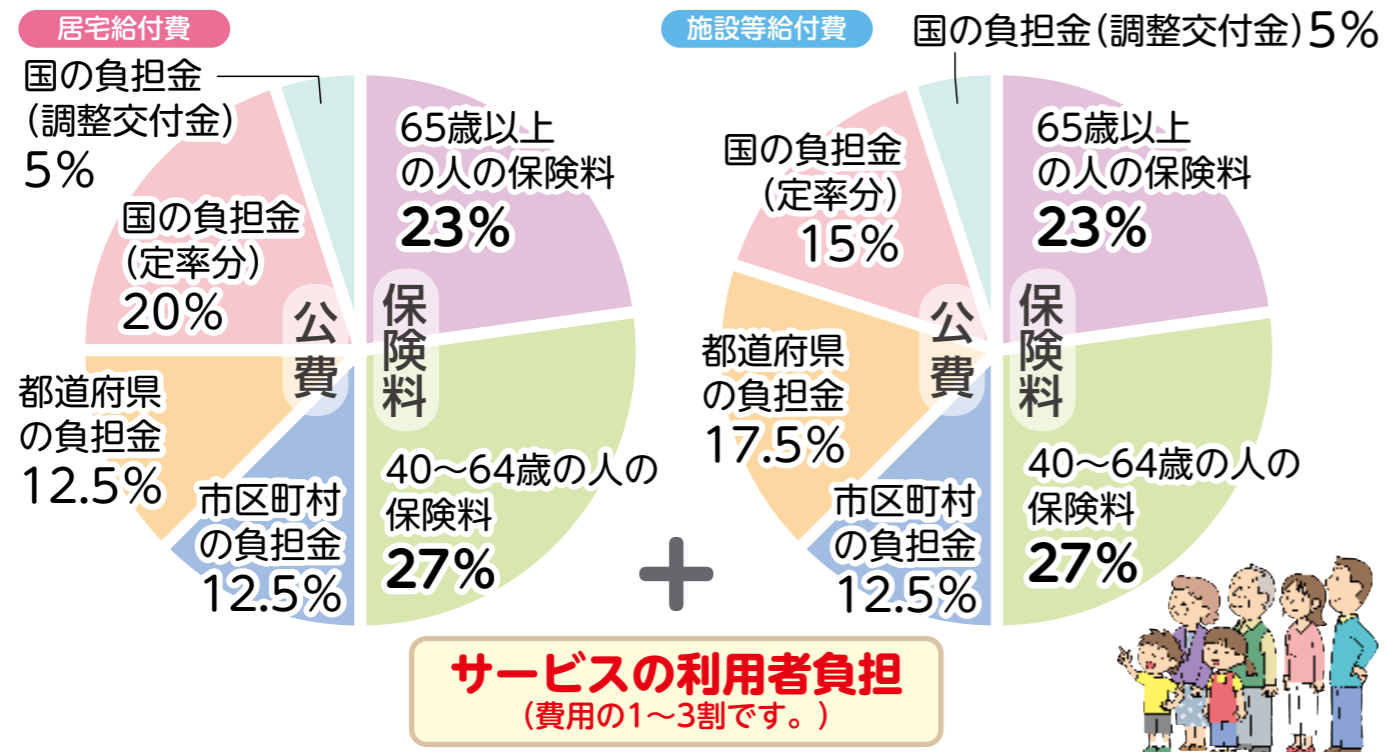
こたえ

介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。外国籍の人も短期滞在などを除き、介護保険の加入者となります。

# 保険料は大切な財源です

介護保険は、公費（国や都道府県、市区町村の負担金）と40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

## 令和3～5年度の財源割合



保険料を滞納しているとうなるのですか。

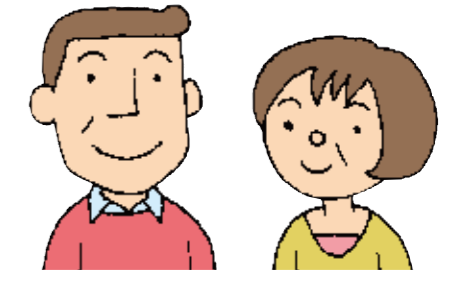
こたえ

- 保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。
- 1年以上滞納すると  
サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。
  - 1年6か月以上滞納すると  
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。
  - 2年以上滞納すると  
サービスを利用するときの利用者負担の割合が3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。  
※利用者負担の割合が3割の人は4割に引き上げられます。

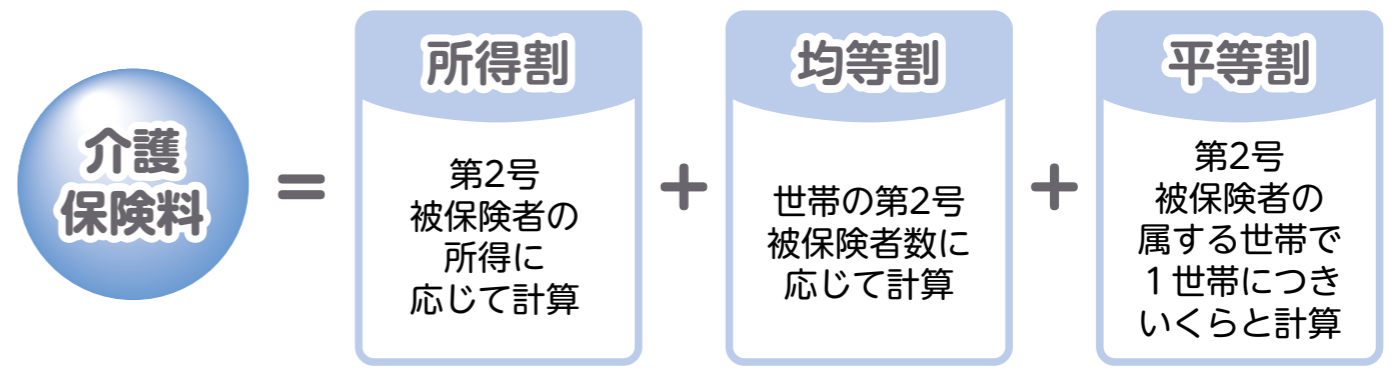
## 40～64歳の人の保険料

40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。

### 国民健康保険に加入している人



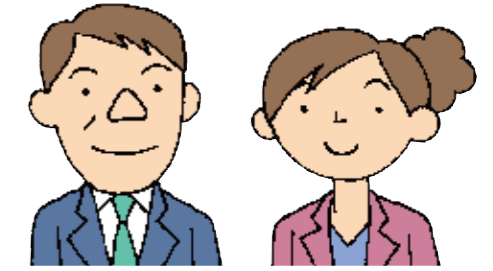
**決め方** 保険料（介護分）は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



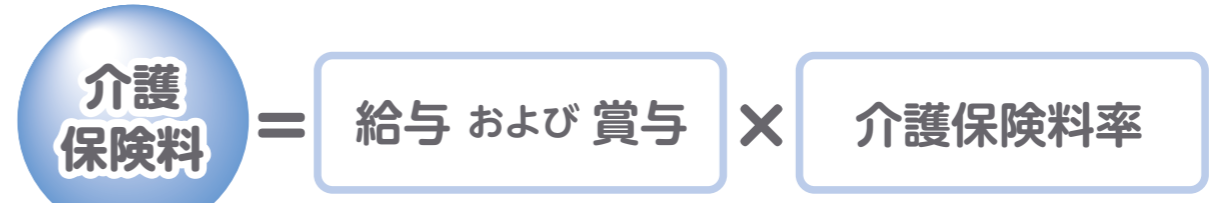
※保険料と同額の公費負担（国・県）があります。

**納め方** 医療分と後期高齢者支援金分、介護分をあわせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

### 職場の医療保険に加入している人



**決め方** 医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



※原則として事業主が半分を負担します。

**納め方** 医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。  
※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

# 65歳以上の人の保険料

**基準額8期**  
(月額 5,180円)

海老名市の介護サービス総費用  
のうち第1号被保険者負担分

海老名市の第1号被保険者数

÷ 12か月

## ●海老名市介護保険料年額一覧

所得段階	対象者	年額保険料	月額保険料
第1段階	●生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の所得指標*1と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	9,324円	777円
第2段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の所得指標*1と課税年金収入金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	21,756円	1,813円
第3段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の所得指標*1と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える方	37,296円	3,108円
第4段階	●本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、前年の所得指標*1と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	54,696円	4,558円
第5段階	●本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、前年の所得指標*1と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える方	62,160円	5,180円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の所得指標*2が125万円以下の方	71,484円	5,957円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の所得指標*2が125万円を超え200万円未満の方	80,808円	6,734円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の所得指標*2が200万円以上350万円未満の方	101,940円	8,495円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の所得指標*2が350万円以上500万円未満の方	106,908円	8,909円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の所得指標*2が500万円以上700万円未満の方	124,320円	10,360円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の所得指標*2が700万円以上1,000万円未満の方	128,040円	10,670円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の所得指標*2が1,000万円以上の方	130,536円	10,878円

【所得指標について】

●所得指標\*1

合計所得金額から分離課税の長（短）期譲渡所得の特別控除額と公的年金等の雑所得を控除した額を用い、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額。なお、合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とします。

●所得指標\*2

合計所得金額から分離課税の長（短）期譲渡所得の特別控除額を控除した額を用い、給与所得または公的年金所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金所得の合計から10万円を控除した額。なお、合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とします。

【合計所得金額とは】

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額になります。

【老齢福祉年金とは】

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

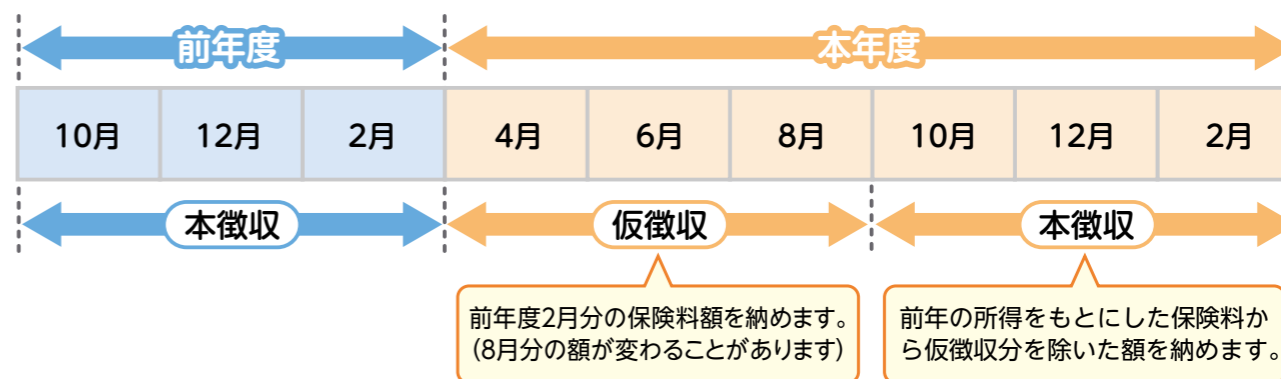
## 納め方

原則として年金から納めます。受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からず。

### 年金が年額18万円以上の人 → 特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

- 前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は前年度2月分の保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに、本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します（本徴収）。



■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- など

### 年金が年額18万円未満の人 → 普通徴収

海老名市から送付される納付書で、期日までに市指定の金融機関、コンビニエンスストアやMMK※設置店及びスマートフォン決済アプリを通じて納めます。

## 口座振替

が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印

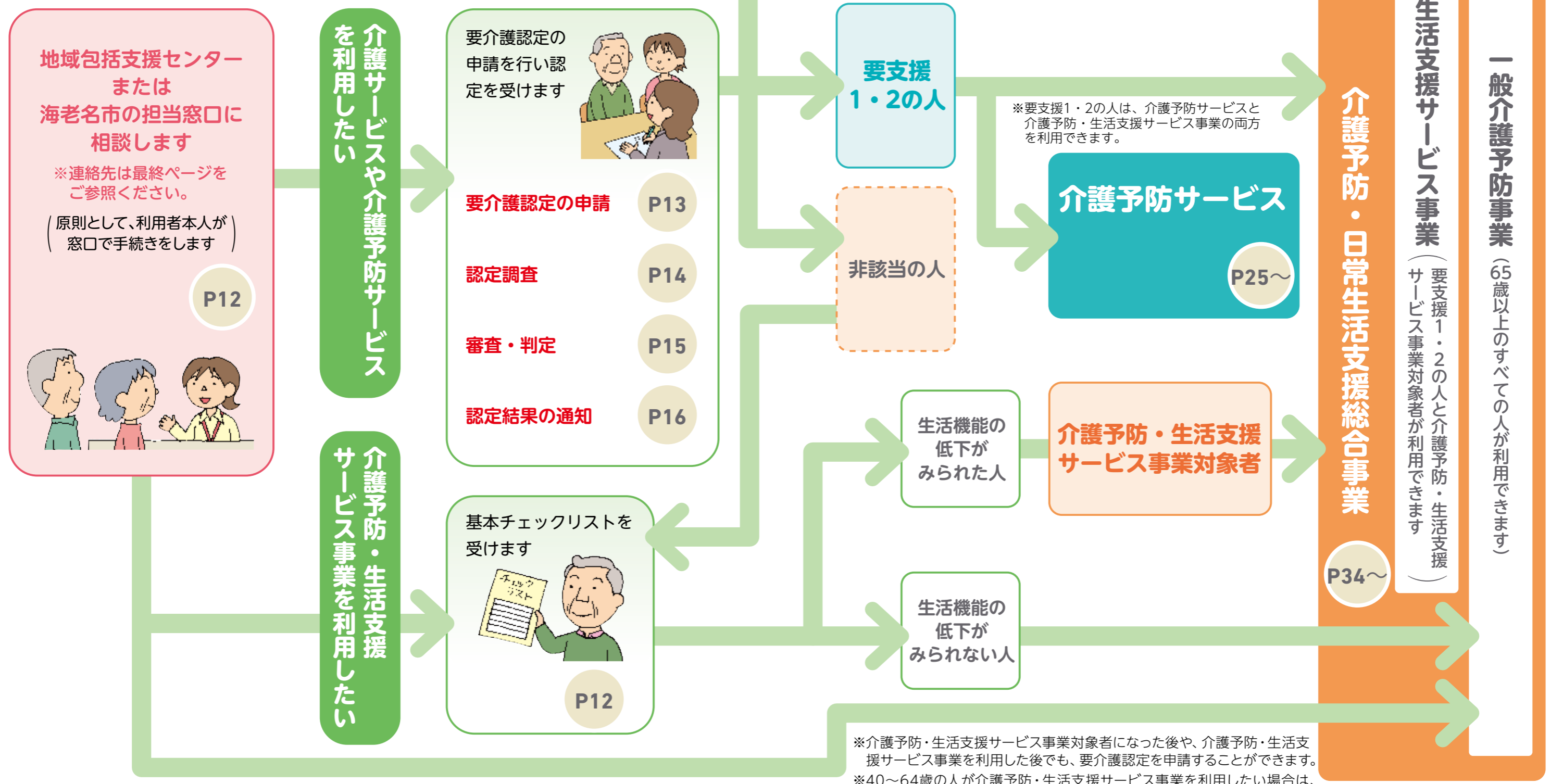


★これらを持って海老名市指定の金融機関で手続きをしてください。

※マルチメディアキオスク：商店の店頭などに置かれるマルチメディア対応の情報端末

# サービスを利用するまでの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センター（くわしくはP19）や海老名市の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの手順は、以下のとおりです。



※一般介護予防事業のみ利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後や、介護予防・生活支援サービス事業を利用した後でも、要介護認定を申請することができます。  
 ※40～64歳の人介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合は、要介護認定を申請して要支援1・2と認定される必要があります。

## 相談

### どんなサービスを利用するか相談します

地域包括支援センター（くわしくはP19）や海老名市の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護予防・生活支援サービス事業  
を利用したい人

介護サービスや介護予防サービス  
を利用したい人

## 基本チェックリスト

### 生活機能が低下していないか調べます

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する人は、基本チェックリストで生活機能の低下がないかを調べます。低下がみられた場合には、介護予防・生活支援サービス事業対象者としてサービスが利用できます。▶▶ 18ページへ

※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる人には、要介護認定の申請を案内します。

※40～64歳の方は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定を申請してください。

※要介護認定で非該当になった人も、介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合には基本チェックリストを受けます。



#### 生活機能とは、どんな機能のことですか？

こたえ

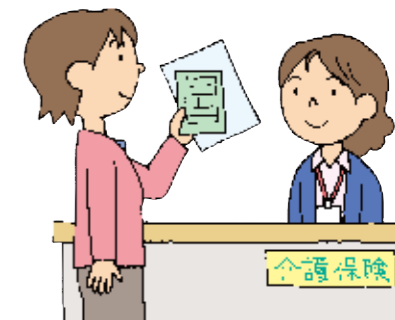
人が生きていくための機能全体のことです。体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

## 要介護認定の申請

### 申請します

介護サービスや介護予防サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。海老名市の担当窓口で手続きをしてください。

申請は、本人または家族などのほか、地域包括支援センターや省令で定められた指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。



申請に  
必要なもの

- ★要介護・要支援認定申請書
- ★介護保険の被保険者証
- ★医療保険の被保険者証（40～64歳の方のみ）



申請後、認定結果が通知されるまでの間にサービスを利用することはできますか。

こたえ

申請後、認定結果が通知されるまでの間でもサービスを利用することはできません。その場合は「暫定ケアプラン」をケアマネジャーに作成してもらう必要があります。



家族に介護できる人がいる場合は、認定に影響するのですか。

こたえ

認定は本人の心身の状況が基準となりますので、介護する家族がいるかいないかで、要介護の区分が軽くなったり重くなったりすることはありません（特記事項などにもとづき、審査の際に加味されることはあります）。サービスを利用する際に、家族や住宅の状況に応じたサービスを選択してください。

## 指定居宅介護支援事業者

ケアマネジャー（くわしくはP21）を配置している事業者です。要介護認定の申請の代行※や、ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整をします。

介護予防ケアプランについては地域包括支援センター（くわしくはP19）が作成します。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

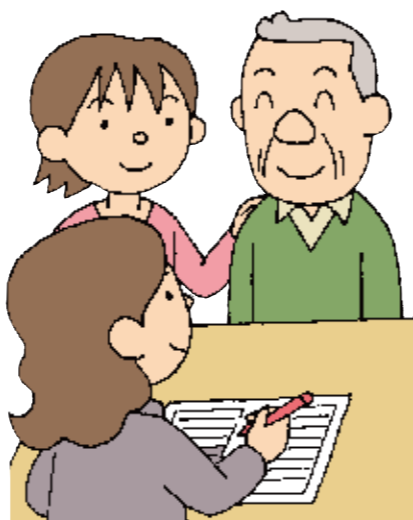


## 認定調査

### 介護が必要な状態かどうか調査が行われます

#### 認定調査

市区町村の職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査などを行います。



#### このような調査項目があります

##### 【基本調査の概要】

- 麻痺等の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 清潔
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 視力
- 聴力

##### 【概況調査】

- 意思の伝達
- 記憶・理解
- ひどい物忘れ
- 大声を出す
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度
- 外出頻度

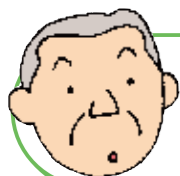
##### 【特記事項】

心身の状態についておたずねします



#### 主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。



主治医とはどんなお医者さんのことですか。

こたえ

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。主治医がない場合は、ご相談ください。

## 審査・判定

### どの程度介護が必要か審査・判定します

調査票の結果と主治医意見書をもとにコンピュータ判定（一次判定）され、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会が審査し、どのくらいの介護が必要かを判定（二次判定）します。

#### 一次判定

(コンピュータ判定)

公平な判定を行うため、訪問調査の結果は、コンピュータ処理されます。



#### 特記事項

調査票では盛り込めない事項などについて、訪問調査員が記入します。



#### 主治医意見書

海老名市の依頼により、心身の状況について主治医が意見書を作成します。



介護認定審査会が審査・判定 (二次判定)

要介護1~5

要支援1・2

非該当

#### 介護認定審査会

海老名市が任命する医療、保健、福祉の学識経験者5人程度から構成され、介護の必要性について、総合的に審査します。



認定結果に納得できないときはどうすればよいのですか。

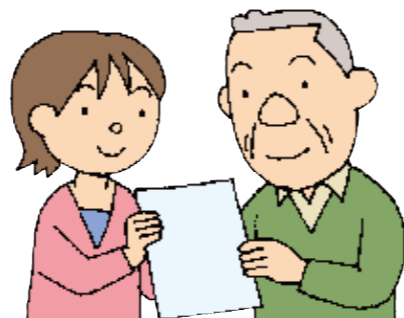
こたえ

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは海老名市介護保険課までご相談ください。その上で納得できない場合には、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。



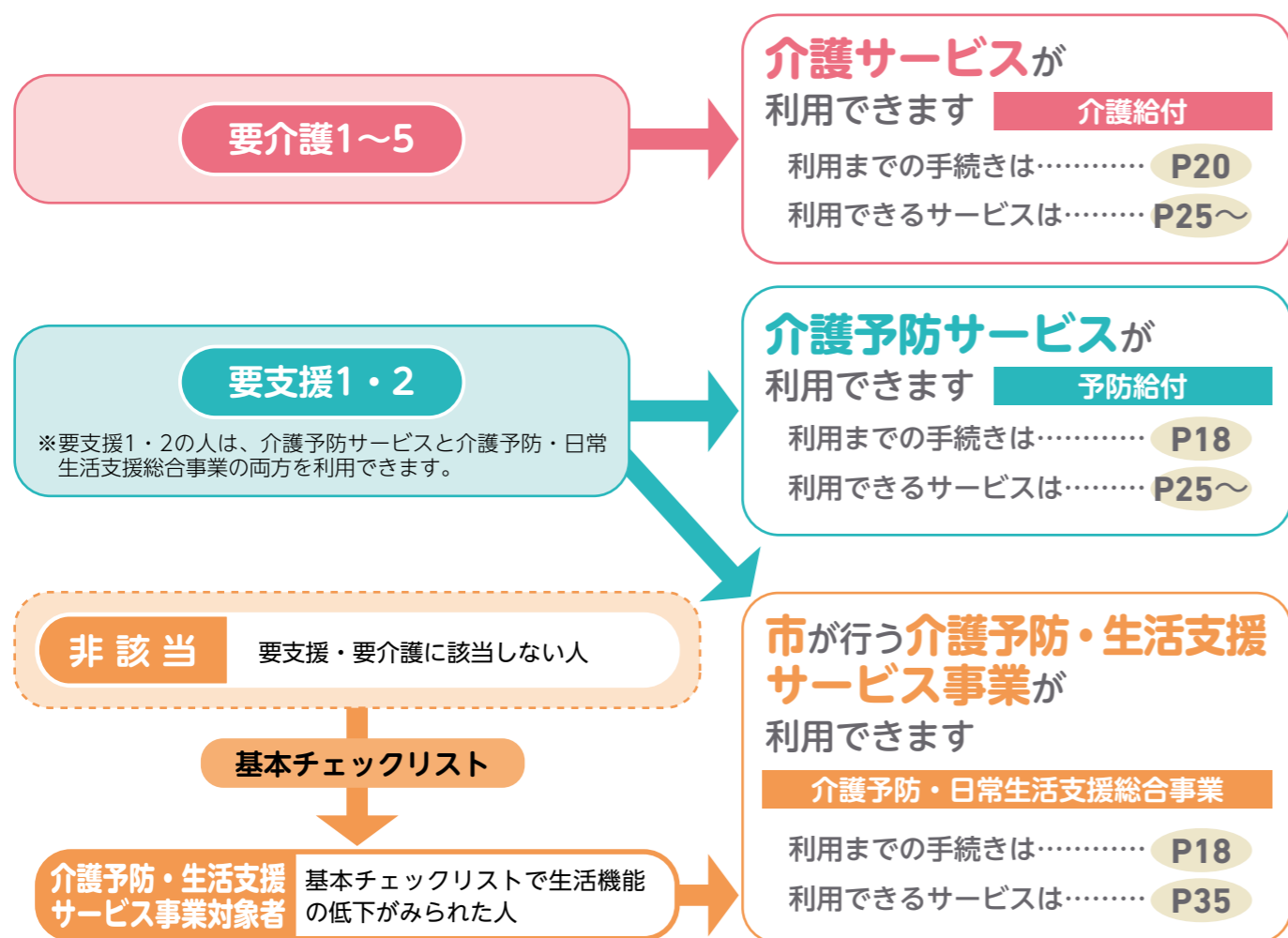
## 認定結果の通知

### 審査結果にもとづいて、 認定結果が通知されます



介護が必要な「要介護1～5」、予防的な対策が必要な「要支援1・2」、要支援・要介護に該当しない「非該当」の区分に認定され、その結果が記載された認定結果通知書と被保険者証が届きます。

#### ■要介護状態区分



#### ●交通事故等(第三者行為)による介護サービスの利用について

通常は、介護サービスを利用する場合、かかる費用のうち、原則1～3割分を利用者が負担し、残りの9～7割を介護保険が負担（保険給付）しますが、交通事故等の第三者行為を原因とする介護保険サービスの利用にかかる費用については、加害者である第三者が負担すべきものとなります。

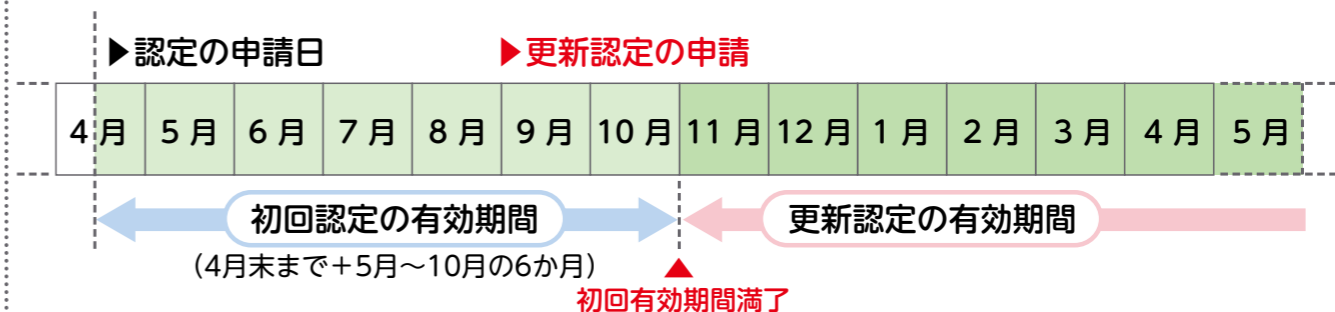
その場合、介護サービス費の保険給付相当額は、介護保険で一時的に立て替えて、あとで加害者に請求することになりますので、被保険者(被害者)の方は海老名市介護保険課にお問い合わせください。

## 要介護認定の更新手続きが必要です

初回認定の有効期間は、原則として申請日から6か月（3～12か月）です。月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+6か月（3～12か月）となります。

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、海老名市の窓口で更新の申請をしてください。更新の申請をすると、あらためて調査・審査、認定が行われます。更新認定の有効期間は、原則として前回有効期間満了日の翌日から12か月（3～48か月）です。

#### ■要介護認定の有効期間と更新の時期 (月の途中で申請した場合)



**要介護認定の有効期間内に心身の状態が悪化したらどうなるのでしょうか。**

**こたえ** 有効期間内に心身の状態が悪化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、海老名市に区分の変更を申請してください。手続きは初回と同じです。

**認定を受けたあとに他市に引っ越しました。改めて申請からやり直さなければいけないのですか。**

**こたえ** 原則として、他市区町村に引っ越しても以前に住んでいた市区町村で認定された要介護度にもとづいてサービスが利用できます。転出元と転入先の両方の市区町村の窓口で手続きをしてください。ただし、市区町村によっては利用できるサービスに差がある場合があります。

## 介護予防ケアプランの作成(要支援1・2、事業対象者)

### 地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成

要支援1・2と認定された人は、介護予防サービスと海老名市が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

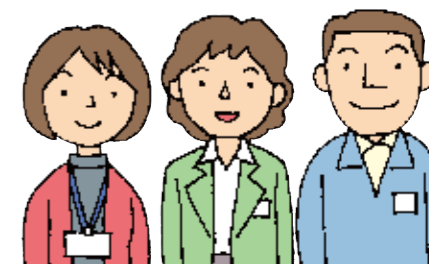
事業対象者と認定された人は、海老名市が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。どちらも地域包括支援センターが中心となってサポートします。

※介護予防ケアプランの作成に利用者負担はありません。

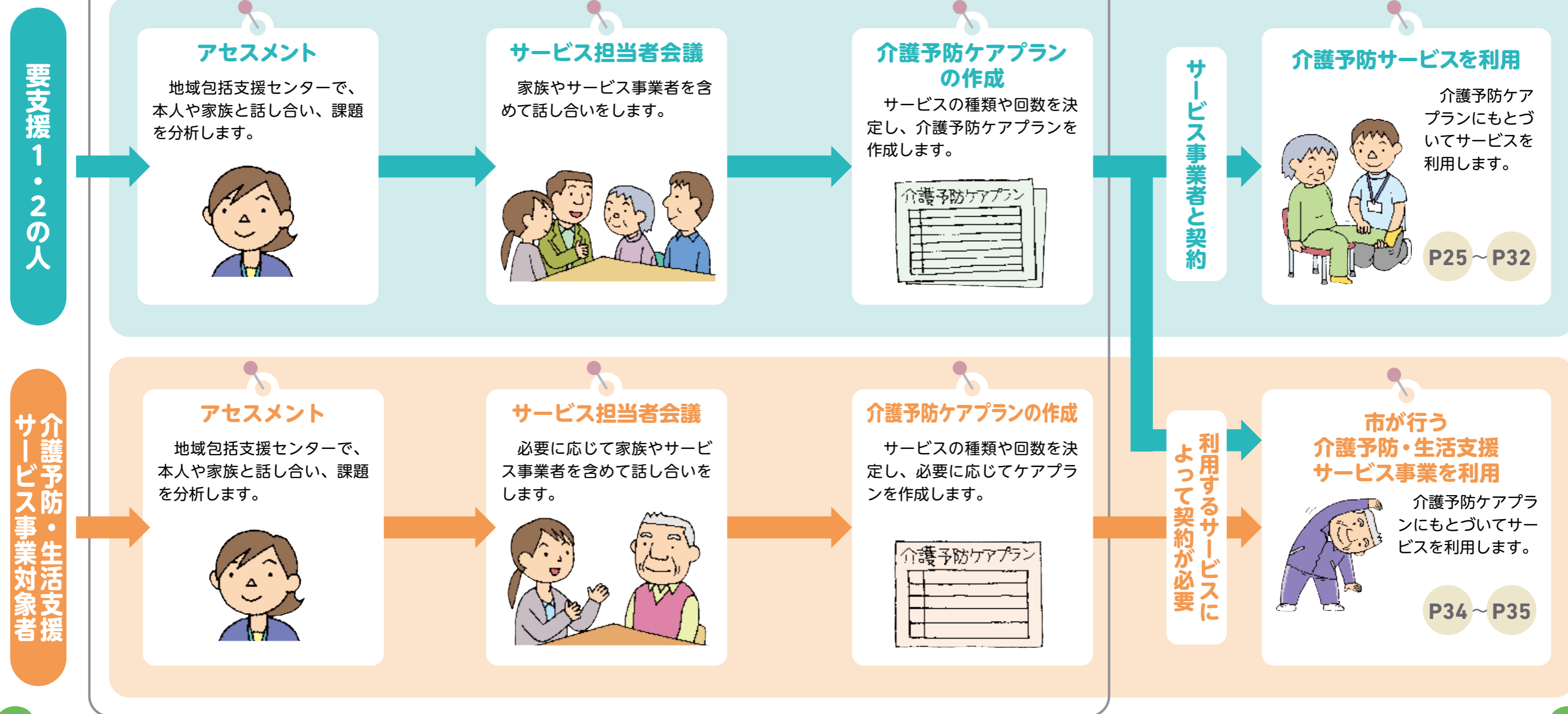
### ● 地域包括支援センター（最終ページの一覧を参照）

保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。

- 介護予防ケアマネジメント（自立した生活ができるよう支援します）
- 総合的な相談・支援（何でもご相談ください）
- 虐待防止などの権利擁護（みなさんの権利を守ります）
- ケアマネジャーへの支援（さまざまな方面から支えます）



#### 地域包括支援センター



## ケアプランの作成 (要介護1~5の人)

### 居宅介護支援事業者または入所する施設で ケアプランを作成

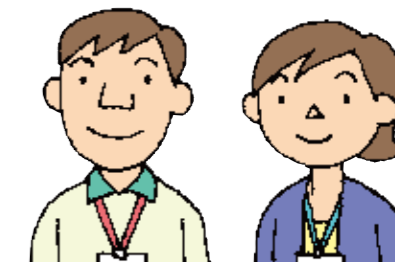
要介護1~5と認定された人は、介護サービスが利用できます。在宅でサービスを利用する場合と施設に入所する場合で、ケアプランを作成する事業者が違います。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

### ケアマネジャー (介護支援専門員)

ケアマネジャーは介護の知識を幅広くを持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスをします。
- 利用者や家族の要望、心身の状態などを把握してケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



要介護1~5の人

在宅でサービスを利用したい

居宅介護支援事業者に  
ケアプラン作成を依頼



ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接して問題点や課題を把握し、ケアプランの原案を作成します。

②サービス担当者との話し合い

ケアマネジャーを中心に、利用者本人や家族とサービス事業者が話し合い、原案について検討します。

③ケアプランを作成

話し合いをもとに原案を調整し、サービスの種類や利用回数などを盛り込んだケアプランを作り、利用者の同意を得ます。

サービス事業者と契約

サービス事業者と契約します。



サービスの利用開始

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P25 ~ P32

施設へ入所したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設へ直接申し込みます。



ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者にあつたケアプランを作ります。

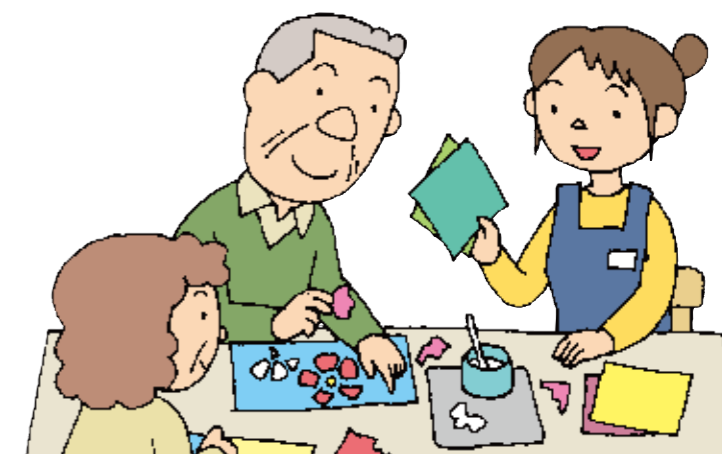


サービスの利用開始

ケアプランにもとづいてサービスが提供されます。



P31



# 費用の一部を負担します

サービスを利用したら、かかった費用のうち、利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）をサービス事業者に支払います。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※1が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※1が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人

※1：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額になります。土地建物等を譲渡し、長（短）期譲渡所得に係る特別控除額を除きます。また、(1) 給与所得または (2) 公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、(1) または (2) の合計額から10万円を控除した額になります。

※2：合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額になります。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額になります。(0円を下回る場合は、0円とします)

## 在宅サービスの費用

主な在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担となります。

### ■主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1、介護予防・生活支援サービス事業対象者	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



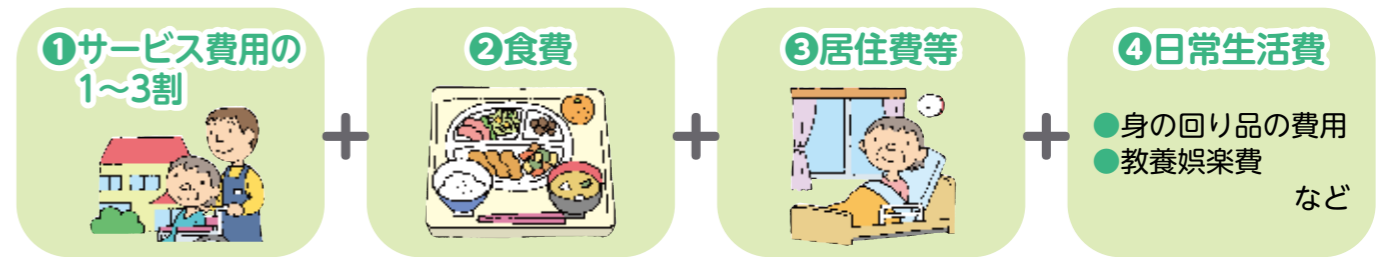
※左記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて限度額の加算が行われます。  
※介護予防・生活支援サービス事業対象者は、原則として要支援1の限度額が設定されます。

### ■支給限度額が適用されないサービス（内容によっては支給限度額が適用される場合もあります）

要支援1・2の人のサービス	要介護1～5の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防居宅療養管理指導</li> <li>●介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>●介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>●特定介護予防福祉用具販売</li> <li>●介護予防住宅改修費支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居宅療養管理指導</li> <li>●特定施設入居者生活介護</li> <li>●認知症対応型共同生活介護</li> <li>●地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>●特定福祉用具販売</li> <li>●住宅改修費支給</li> </ul>

## 施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

【基準費用額】施設における1日当たりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

食費	1,445円
居住費等	ユニット型個室……………2,006円
	ユニット型個室的多床室…1,668円
	従来型個室……………1,668円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は1,171円）
	多床室……………377円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は855円）

### ●低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。



ただし、①②のいずれかの場合は、給付の対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等が下記の場合

第1段階	：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える
第2段階	：単身 650万円、夫婦1,650万円を超える
第3段階①	：単身 550万円、夫婦1,550万円を超える
第3段階②	：単身 500万円、夫婦1,500万円を超える

### ■負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	食費		居住費等				
	短期入所サービス	施設サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が80万円以下の人	600円	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が80万円超120万円以下の人	1,000円	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が120万円超の人	1,300円	1,360円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、( ) 内の金額となります。  
●第1～3段階②に該当しない人でも、高齢夫婦等の世帯で、どちらかが施設に入所し、居住費・食費を負担した結果、在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となる場合には、特例的に第3段階②が適用される場合があります。  
※合計所得金額－分離課税の長（短）期譲渡所得に係る特別控除額－公的年金等に係る雑所得となります。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額になります。(0円を下回る場合は、0円とします)

## 負担が高額になったとき

### ●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。



#### ■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額(月額)
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得380万円未満	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●課税年金収入額およびその他の合計所得金額*の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

\*合計所得金額一分離課税の長(短)期譲渡所得に係る特別控除額-公的年金等に係る雑所得となります。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額になります。(0円を下回る場合は、0円とします。)

■支給対象となる人に「高額介護サービス費等支給申請書」を送付しますので、海老名市に提出してください。

### ●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険それぞれの月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

#### ■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる 世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

\*低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

■毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

■支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

## 利用できるサービス

サービスを利用したときの利用者の負担は、記載しているサービス費用のめやすの1割、2割、または3割（くわしくはP22）です。

●掲載している金額のほかに、サービス内容や地域による加算などがあります。また、サービスによっては食費・居住費等・日常生活費が必要な場合があります。

### ■在宅サービス

#### 訪問を受けて利用するサービス

##### 訪問介護（ホームヘルプ）

###### 要介護1～5の人

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

###### 要支援1・2の人

要支援1・2の人が利用していた介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」として海老名市が行う介護予防・生活支援サービス事業から提供しています。くわしくはP34へ。

##### ■サービス費用のめやす（ ）内は1割の利用者負担

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）  
▶2,500円（250円）

生活援助中心（20分以上45分未満の場合）  
▶1,830円（183円）

※早朝、夜間、深夜などは加算あり

通院のための乗車または降車の介助（1回につき）  
▶990円（99円）

※移送にかかる費用は別途自己負担



##### 訪問入浴介護

###### 要介護1～5の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護が受けられます。

###### 要支援1・2の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした入浴の支援が受けられます。

##### ■サービス費用のめやす（ ）内は1割の利用者負担

（1回につき）12,600円（1,260円）

##### ■サービス費用のめやす（ ）内は1割の利用者負担

（1回につき）8,520円（852円）



## 訪問リハビリテーション

医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを受けられます。

### 要介護1～5の人

■サービス費用のめやす ( )内は1割の利用者負担

(1回につき) 3,070円 (307円)

※20分間リハビリテーションを行った場合

### 要支援1・2の人

■サービス費用のめやす ( )内は1割の利用者負担

(1回につき) 3,070円 (307円)

※20分間リハビリテーションを行った場合



## 訪問看護

### 要介護1～5の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■サービス費用のめやす ( )内は1割の利用者負担

訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)  
▶4,700円 (470円)  
病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)  
▶3,980円 (398円)

### 要支援1・2の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■サービス費用のめやす ( )内は1割の利用者負担

訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)  
▶4,500円 (450円)  
病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)  
▶3,810円 (381円)



## 居宅療養管理指導

### 要介護1～5の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

■サービス費用のめやす ( )内は1割の利用者負担

医師が行う場合 (1か月に2回まで)  
▶5,140円 (514円)

※単一建物居住者1人に対して行う場合

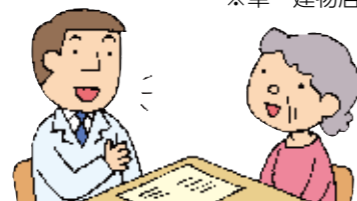
### 要支援1・2の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

■サービス費用のめやす ( )内は1割の利用者負担

医師が行う場合 (1か月に2回まで)  
▶5,140円 (514円)

※単一建物居住者1人に対して行う場合



## 施設に通って受けるサービス

### 通所介護 (デイサービス)

#### 要介護1～5の人

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

■サービス費用のめやす ( )内は1割の利用者負担  
通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1▶6,550円 (655円)
要介護2▶7,730円 (773円)
要介護3▶8,960円 (896円)
要介護4▶10,180円 (1,018円)
要介護5▶11,420円 (1,142円)

#### 要支援1・2の人

要支援1・2の人が利用していた介護予防通所介護は、「通所型サービス」として海老名市が行う介護予防・生活支援サービス事業から提供しています。くわしくはP34へ。



### 通所リハビリテーション (デイケア)

#### 要介護1～5の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。

■サービス費用のめやす ( )内は1割の利用者負担  
通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1▶7,570円 (757円)
要介護2▶8,970円 (897円)
要介護3▶10,390円 (1,039円)
要介護4▶12,060円 (1,206円)
要介護5▶13,690円 (1,369円)

#### 要支援1・2の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などのサービスや生活行為向上のための支援、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。

■サービス費用のめやす (月単位の定額) ( )内は1割の利用者負担  
【共通のサービス】※送迎、入浴を含む

要支援1▶1か月20,530円 (2,053円)
要支援2▶1か月39,990円 (3,999円)

【選択的サービス】

運動器機能向上▶1か月2,250円 (225円)
栄養改善▶1か月2,000円 (200円)
口腔機能向上(I)▶1か月1,500円 (150円)



### 選択的サービスを利用できます

介護予防通所リハビリテーションでは以下の選択的サービスが利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

#### 運動器の機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

#### 栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

#### 口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

## 施設に短期間入所して受けるサービス

### 短期入所生活介護（ショートステイ）

#### 要介護1～5の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

#### ■サービス費用のめやす（1日につき）

併設型・多床室の場合 ( )内は1割の利用者負担

要介護1	▶5,960円 (596円)
要介護2	▶6,650円 (665円)
要介護3	▶7,370円 (737円)
要介護4	▶8,060円 (806円)
要介護5	▶8,740円 (874円)

#### 要支援1・2の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

#### ■サービス費用のめやす（1日につき）

併設型・多床室の場合 ( )内は1割の利用者負担

要支援1	▶4,460円 (446円)
要支援2	▶5,550円 (555円)



### 短期入所療養介護（ショートステイ）

#### 要介護1～5の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

#### ■サービス費用のめやす（1日につき）

多床室の場合 ( )内は1割の利用者負担

要介護1	▶8,270円 (827円)
要介護2	▶8,760円 (876円)
要介護3	▶9,390円 (939円)
要介護4	▶9,910円 (991円)
要介護5	▶10,450円 (1,045円)

#### 要支援1・2の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

#### ■サービス費用のめやす（1日につき）

多床室の場合 ( )内は1割の利用者負担

要支援1	▶6,100円 (610円)
要支援2	▶7,680円 (768円)



## 在宅に近い暮らしをする

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

#### 要介護1～5の人

#### ■サービス費用のめやす（1日につき） ( )内は1割の利用者負担

要介護1	▶5,380円 (538円)
要介護2	▶6,040円 (604円)
要介護3	▶6,740円 (674円)
要介護4	▶7,380円 (738円)
要介護5	▶8,070円 (807円)

#### 要支援1・2の人

#### ■サービス費用のめやす（1日につき） ( )内は1割の利用者負担

要支援1	▶1,820円 (182円)
要支援2	▶3,110円 (311円)



## 福祉用具を利用するサービス

### 福祉用具貸与

#### 要介護1～5の人

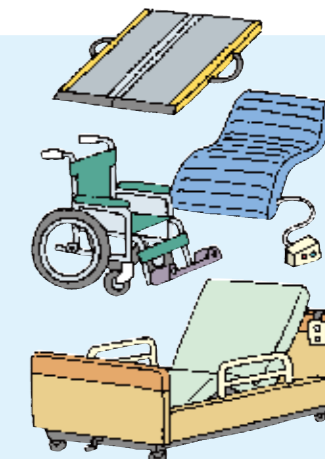
日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

#### 要支援1・2の人

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。

#### 福祉用具貸与の対象

- 手すり★  
(工事をともなわないもの)
- スロープ★  
(工事をともなわないもの)
- 歩行器★
- 歩行補助つえ★
- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト  
(つり具の部分を除く)
- 自動排泄処理装置  
(原則として要介護4・5の人のみ)



- 要支援1・2および要介護1の人は、原則として★印の用具のみ保険給付の対象です。
- 自動排泄処理装置のうち尿のみを吸引するものについては、要支援1・2、要介護1～3の人も対象になります。

#### ■サービス費用について

福祉用具の種類や事業者によって異なります。

### 特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

申請が必要です！

#### 要介護1～5の人

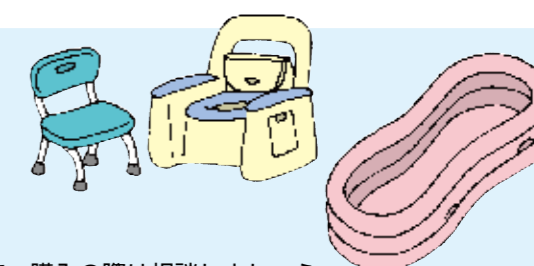
下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、費用が支給されます。

#### 要支援1・2の人

介護予防に役立つ下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、費用が支給されます。

#### 特定福祉用具販売の対象

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 排泄予測支援機器
- 移動用リフトのつり具の部分



- 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談しましょう。

#### ■サービス費用について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度（4月～翌年3月）で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

※市に登録している事業者から購入した場合は、「受領委任払い」（利用者が福祉用具購入費の1割～3割を支払い、申請後に市が保険給付分を事業者を支払う方法）を利用することができます。

## 住宅環境を整備するサービス

### 住宅改修費支給 事前の申請が必要です!

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

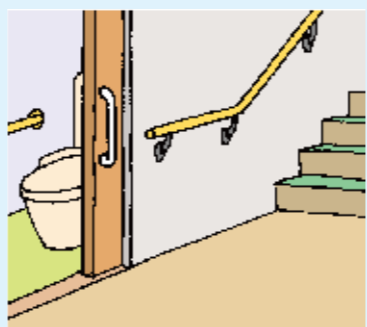
要介護1~5の人

要支援1・2の人

#### 介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」

※上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります。



#### 住宅改修利用の手順

##### 1 家族や専門家などに相談

本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーや理学療法士などの専門家に相談します。



##### 2 海老名市への事前申請／市の確認

- 提出書類**
- 住宅改修費支給申請書
  - 工事費見積書
  - 住宅改修が必要な理由書
  - 改修部分の写真や図(改修後の完成予定の状態がわかるもの)
  - 受領委任払利用申請書(受領委任払利用<sup>\*1</sup>の場合)
  - 住宅所有者の承諾書(賃貸の場合)

##### 3 工事の実施

##### 4 住宅改修費の支給申請(工事後)

- 提出書類**
- 住宅改修に要した費用の領収書(原本)
  - 工事費内訳書
  - 完成後の状態を確認できる書類(改修前、改修後の日付入りの写真を添付)

##### 5 住宅改修費の支給

いったん利用者が全額負担します。20万円を上限<sup>\*2</sup>に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

※1 受領委任払いは、利用者が改修費の1割~3割を支払い、申請後に市が保険給付分を工事業者に支払う方法です。市に登録している工事業者が改修する対象になります。

※2 転居した場合や「要介護状態区分」が3段階以上上がった場合は、新たに20万円の支給限度額が利用できます。

## 施設サービス ※要支援1・2の人は利用できません。

### 施設に入所して利用するサービス



#### 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護1~5の人

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※新規入所できるのは、原則として要介護3~5の人です。

##### ■サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合 ( )内は1割の利用者負担

要介護1	▶5,730円 (573円)
要介護2	▶6,410円 (641円)
要介護3	▶7,120円 (712円)
要介護4	▶7,800円 (780円)
要介護5	▶8,470円 (847円)

#### 介護老人保健施設(老人保健施設)

要介護1~5の人

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

##### ■サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合 ( )内は1割の利用者負担

要介護1	▶7,880円 (788円)
要介護2	▶8,360円 (836円)
要介護3	▶8,980円 (898円)
要介護4	▶9,490円 (949円)
要介護5	▶10,030円 (1,003円)

#### 介護療養型医療施設(療養病床等)

要介護1~5の人

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

※令和6年3月末で廃止されます。

##### ■サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合 ( )内は1割の利用者負担

要介護1	▶6,860円 (686円)
要介護2	▶7,810円 (781円)
要介護3	▶9,820円 (982円)
要介護4	▶10,700円 (1,070円)
要介護5	▶11,460円 (1,146円)

#### 介護医療院

要介護1~5の人

長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

##### ■サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合 ( )内は1割の利用者負担

要介護1	▶8,250円 (825円)
要介護2	▶9,340円 (934円)
要介護3	▶11,710円 (1,171円)
要介護4	▶12,710円 (1,271円)
要介護5	▶13,620円 (1,362円)

## 地域密着型サービス

### 住み慣れた地域で利用するサービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

#### 小規模多機能型居宅介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



認知症対応型通所介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人

認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※要支援1の人は利用できません。

要介護1~5の人

要支援2の人

認知症の人が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人は利用できません

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

※新規入所できるのは、原則として要介護3~5の人です。

地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人は利用できません

定員が29人以下の小規模な介護専用型の有料老人ホームに入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。



看護小規模多機能型居宅介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人は利用できません

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊を利用して介護や医療・看護のケアが受けられます。

夜間対応型訪問介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人は利用できません

定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護1~5の人

要支援1・2の人は利用できません

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。



地域密着型通所介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人は利用できません

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

海老名市独自の主な高齢者福祉サービス

事業名	内容	対象者
配食サービス	安否確認を目的に、食事の調理や買い物などが困難なひとり暮らしや高齢者世帯の方に、昼食または夕食をお届けします。	概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯の方で、安否確認が必要で食事の支度などが困難な方
緊急通報システム（貸与）	不意の事故や病気などの非常時に、ボタンひとつで通報センターを通じて消防署や協力員に通報が行き安否を確認して健康と安全を守るシステムです。24時間体制で緊急事態に備えます。	概ね65歳以上のひとり暮らしの方で疾病等により、日常生活に不安のある方
介護用品の給付	在宅で介護が必要な高齢者を対象に、紙おむつ等の給付を行っています。	在宅で介護保険の要介護3以上の方
高齢者（認知症）あんしん補償	認知症（徘徊等）による万が一の事故に対し、保険により経済的な負担軽減を図る補償制度です。	「認知症等行方不明SOSネットワーク」に登録している方
はいかい（徘徊）高齢者位置探索システム（貸与）	24時間体制で対象者が身につけている小型の発信機からの電波を受信することにより、位置を特定し、事故などを未然に防ぎます。	在宅の概ね65歳以上で顕著にはいかいのある方
ひとり暮らし高齢者安全点検	消防職員、市職員がご自宅を訪問して、漏電の危険が無いかの検査、火の元点検、消火器の点検などを実施します。また、器具の安全な取り扱いの相談や緊急通報電話が設置されている場合はテストを行います。	70歳以上のひとり暮らしの方で点検を希望する方
地震対策援助	地震が発生したときに被害を最小限に抑えるために、タンス等の下に家具転倒防止安定板を設置し、高齢者の安全を守ります。	70歳以上のひとり暮らしの方 ※ひとり1回まで対応します
屋内プール等利用料助成	高座施設組合屋内温水プール、北部公園、海老名運動公園、えびな市民活動センター（ビナスポ）利用料金の一部を助成し、高齢者の介護予防および健康増進を図ります。	65歳以上の方

※サービスによっては費用負担をしていただくものがあります。詳細は地域包括ケア推進課にお尋ねください。  
※介護保険の要介護4又は5の方が世帯にいる場合には水道料金の減額が受けられます。詳しくは県企業庁海老名水道営業所（TEL.046-234-4111）へお問い合わせください。

# 介護が必要とならないために

介護が必要とならないようにするためには、早いうちから介護予防に取り組むことが大切です。介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、海老名市が行う介護予防のサービスです。利用者の心身の状態などに合わせて「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

## 利用できる人

### 介護予防・生活支援サービス事業を利用できるのは…

- 要支援1・2の人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者

(地域包括支援センターで、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)



※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後や、介護予防・生活支援サービス事業を利用した後でも、要介護認定を申請することができます。  
※40～64歳の方が介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合は、要介護認定を申請して要支援1・2と認定される必要があります。

### 一般介護予防事業を利用できるのは…

- 65歳以上ならだれでも利用できます

※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。



## 利用できるサービス

### ● 介護予防・生活支援サービス事業

#### 訪問型サービス

既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

#### 多様なサービス

- ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス



#### 通所型サービス

既存のサービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

#### 短期集中予防サービス

- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための教室・相談

#### ① まるごと！介護予防教室

楽しみながら体を動かし、栄養やお口の健康など介護予防全般について学ぶ教室です。運動に慣れていない方も、ご自分の体調やペースに合わせてご参加いただけます。

#### ② 水中ウォーキング教室

水中では関節に負担をかけずに無理なく筋力をつけ、腰痛やひざ痛がある方でも、楽に歩くことができます。



### ● 一般介護予防事業

#### ● 脳イキイキ教室

脳の活性化につながる取り組みを合わせたプログラムです。認知症予防や改善のために使用されている頭や体を使った軽い体操を行います。

#### ● ビナスポ活用術（ロコモ予防体操教室、アクアウォーキング、お試し体験会）

#### ● こころとカラダの健康教室「ともの輪」

参加者同士で楽しく交流しながら、認知症・介護予防のための脳トレーニングや健康体操を行います。

#### ● トランスフィットネス教室

移動式のトレーニングマシンの体験。

#### ● 水中パワーウォーク教室

水中器具を使い、心と身体のパワーアップを目指します。

#### ● オンライン介護予防教室

スマートフォンやLINEの使い方を学び、オンラインで健康体操、認知症予防などを学びます。

#### ● 食事相談・歯つらつ相談

「食欲がなくなってきた」「むせることが増えた」など、歯科衛生士と管理栄養士が個別にお話を伺います。

※詳しい日程・お申し込み方法は随時広報でお知らせします。

※お申込み人数が定員を超えた場合は抽選となります。

# 地域包括支援センター一覧

担当地区	名称	所在地	電話・FAX 〔046〕は省略
柏ケ谷・東柏ケ谷・望地	海老名東地域包括支援センター	東柏ケ谷3-5-1 ウエルストーン相模野102号	TEL.292-1411 FAX.292-1412
上郷・下今泉・上今泉・扇町泉・めぐみ町	海老名北地域包括支援センター	上今泉4-8-28 (えびな北高齢者施設内)	TEL.231-6061 FAX.231-6396
勝瀬・中央・国分北・国分南	海老名中央地域包括支援センター	河原口1519 ※令和5年10月頃に移転予定 (海老名メディカルサポートクリニック内)	TEL.234-2973 FAX.234-2974
中新田・さつき町・河原口社家	さつき町地域包括支援センター	さつき町41 (海老名市医療センター内)	TEL.234-7226 FAX.234-7277
大谷・大谷北・大谷南 国分寺台・浜田町	国分寺台地域包括支援センター	浜田町25-14 フジビル1F	TEL.233-8881 FAX.233-3542
中河内・中野・今里・上河内 杉久保北・杉久保南・本郷 門沢橋	海老名南地域包括支援センター	杉久保南3-31-6 (えびな南高齢者施設内)	TEL.238-7691 FAX.238-7682
各地域包括支援センターの 統括、総合調整、後方支援	海老名市基幹型地域包括支援センター	勝瀬175-1 海老名市役所内	TEL.233-0111 FAX.235-0191

## お問い合わせは

給付・保険料……………介護保険課介護保険係	TEL.046-235-4952
要介護・要支援認定……………介護保険課介護認定係	TEL.046-235-4953
介護事業所の指定・指導……………介護保険課事業者支援係	TEL.046-235-8232
介護予防・総合事業・福祉サービス…地域包括ケア推進課	TEL.046-235-4950

介護保険課・地域包括ケア推進課 FAX.046-231-0513

## サービスに関する情報提供

介護サービスを提供する事業者および施設などの情報は、「介護情報サービスかながわ」により、インターネットで閲覧することができます。

■介護情報サービスかながわのホームページアドレス  
(<https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

## サービスに関する関係機関

介護サービスへの苦情は、事業者や市町村の相談窓口のほか「国保連」に申し出ることもできます。

■神奈川県国民健康保険団体連合会 TEL.045-329-3447

事業者指定に関する相談など、「県高齢福祉課」においても介護保険に関する相談に応じています。

■神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課 TEL.045-210-1111(代)

令和5年7月

リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



禁無断転載 ©東京法規出版